

昭和二十五年四月七日受領
答弁第一〇五号

(質問の 一〇五)

内閣衆質第九二号

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員井上良二君提出配給食糧の規格整備等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上良二君提出配給食糧の規格整備等に関する質問に対する答弁書

配給食糧における規格の整備統一と等級設置について精米、麦類製品、芋類及びその加工品の配給食糧については、それぞれ品位規格が主要食糧検査令(昭二三、政令一二七)に基いて設定され、政府は、これを基準として生産者、加工業者、食糧配給公団等について検査を行つているので、その品位は予め整備統一されている。

しかしこの規格は原則としてそれぞれ種類別、等級別に設定されているので、全品目を通じては極めて多種多様なものとなり、これを消費者に配給する場合、そのまま区別して操作することは現状においては技術上及び事務上非常に困難繁雑なものとなるので、特殊の場合を除いては同一品目については加工により可及的に同一品質になる如く処理し一様に取り扱っている。

但し、同一品目のものでも特に品質の劣る場合は標準価格より値下げを考慮している。

政府としては公団に対し、都市において一回の配給が一品目五日分以上に当る場合には原則として持込

配給をするよう指示している。公団としては予算及び定員の制約があり、総ての場合に持込を励行できないのは遺憾であるが、近く機構の改変に伴い配給所はこれを民間に委託する予定であるから、その上はあ
る程度サービスの改善が期待できると思う。

右答弁する。